

災害対策基本法改訂と 災害ボランティアセンター



災害対策基本法概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、
社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること

◆ 防災に関する責務の明確化

- ✓ 国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民など

◆ 防災に関する組織－総合的防災行政の整備・推進

- ✓ 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- ✓ 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

◆ 防災計画－計画的防災行政の整備

- ✓ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画

◆ 災害対策の推進

- ✓ 災害予防、災害応急対策、災害復旧ごとに、役割や権限を規定

◆ 財政金融措置

- ✓ 【原則】実施責任者負担、【例外】激甚災害時の国の特別の財政援助

◆ 災害緊急事態

- ✓ 災害緊急事態の布告、緊急措置

災害対策基本法の改訂

□1959年伊勢湾台風 ⇒ 1961年 災害対策基本法制定



□1995年阪神・淡路大震災 ⇒ 1995年 改訂

- 緊急対策本部の設置と体制強化
 - 閣議決定で設置、体制は内閣総理大臣と各閣僚
- 自衛隊派遣の改善
 - 市町村長要請→知事、市町村長による防衛長官への災害状況通知
←自衛隊派遣の遅れ、状況把握の遅れ
- 交通規制による緊急車両の通行確保
 - 交通規制、警察官による緊急車両の通行確保
- 防災上の配慮
 - 自主防災組織育成、ボランティア活動の環境整備、要援護者対応
←自主防災組織、ボランティア活動の有効性認識



□2011年東日本大震災 ⇒ 2012、2013年 改訂

- 基本理念の明確化、災害の定義の見直し
- 各組織の責務、計画の整理、明確化
 - 国、都道府県、市町村、指定公共機関
 - 地域ごとの特性に応じた防災の取り組み
- 情報の収集と提供、共有の充実
 - 国、都道府県、市町村で明確化
 - インターネットの利用
 - 地理空間情報の活用
 - 関係機関相互の連絡手段、体制の確保
- 各組織間の連携、協力の規定
 - 各防災機関の円滑な相互応援
 - 国、都道府県、市町村間の応援、代行
 - 物資、資材の運送、供給の要請
 - 行政とボランティアとの連携
- 被災者への対応の強化
 - 指定緊急避難場所、指定避難所の指定、緩急整備
 - 被災者台帳の規定
 - 罹災証明書の規定
- その他
 - 事業者の責務、住民の責務の強化
 - 防災教育、防災訓練の明確化

災害ボランティアセンターから見た 改訂に対応した着目点

- 地域状況の把握
- 行政との連携
- 周辺地域間の連携
- インターネットの利用
- 地理空間情報の活用

参照した資料、情報

- 災害対策基本法の概要

- <http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/090113saitai.pdf>

- 災害対策基本法改正ガイドブック

- 災害対策縫製研究会 大成出版社 ISBN978-4-8028-3141-3

- 平成7年の災害対策基本法改正の概要

- http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-genzai_no_sigoto-saigai_ippan-kaisei-ronten.pdf

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

- <http://www.cao.go.jp/houan/doc/183-3gaiyou.pdf>